

加盟団体 各位

次期理事・執行役員候補者の推薦について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

2021年は、当連盟の理事・執行役員改選の年であります。

つきましては、当連盟の定款、および「理事及び評議員の選出手続に関する細則」の規定に基づき、下記の要領により、次期理事候補者および執行役員候補者の推薦をお願いいたします。

敬具

記

次期理事候補者の推薦について

1. 理事候補者を推薦する人、推薦される人。

定款細則第6条 理事は、総会において次の各号に掲げるもののうちから、9人以上20人以内を選任する。

- (1) 加盟団体の推薦を受けた者。
- (2) 理事会で推挙し、総会の決議によって選任された者。
- (3) 会長及び代表理事より推挙された学識経験者で、総会の決議によって選任された者。

○次の会員は、理事候補者になれません。

- ① 会費を納入していない者。
前年度までの会費を納付していること（納付していないと推薦する資格がありません）。
- ② 定款細則第17条の規定に該当する者。
（役員の定年）役員(理事役員)は、満70歳の誕生日をもって定年とする。

2. 執行役員候補者の推薦について

定款細則(執行役員)第8条 抜粋

- 2 執行役員は20名以内の範囲で選任する。
- 3 執行役員の選任解任は理事会において決議する。
- 5 執行役員は次の職務を行う。
業務執行理事の承認を得て、業務の円滑な執行を行う。

○次の会員は、執行役員候補者になれません。

前年度までの会費を納付していること（納付していないと推薦する資格がありません）。

【注：執行役員は、理事会により選出されます。】

3. 選考の考え

論功行賞ではない 仕事メイン 長く働ける人（若い人）
女性候補者積極的に起用したい。

4. その他

- ① 2021年6月役員改選（2021・2022年度役員）について
定数 理事 20名 以内 執行役員 20名 以内
- ② 女性役員比率30%以上を目指して改選して行きたいと思っております。

よろしく申し上げます。

2020年10月26日
公益社団法人全日本アーチェリー連盟
代表理事 宮崎 利帳